

平成28年度

成人の風しん予防接種費用の一部を助成します



風しんは、主にこどもがかかる病気で、症状は比較的軽く済むことが多いのですが、血小板減少性紫斑病、脳炎、溶血性貧血などの合併症が発症することもあり、軽視できない病気です。

また、抗体を持たない妊娠初期の妊婦が風しんウイルスに感染すると、赤ちゃんが心疾患、難聴、白内障などの障害を起こす先天性風しん症候群という病気にかかって生まれてくることがあります。

芦屋市では、予防対策として以下の対象者のかたに風しんまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種に必要な費用の一部を助成します。

1 助成対象者 芦屋市に住民登録がある方のうち

①風しんにかかったことがないかたで、妊娠を予定または希望する20歳以上の女性

②風しんにかかったことがなく、MMR又はMR又は風しんワクチンの予防接種を受けたことがない、妊婦の同居家族

※ただし、現在妊娠しているかた、その可能性のあるかたは接種を受けることができません。

また、妊娠前の女性は、接種前1ヶ月間、接種後2ヶ月間は妊娠を避けることが必要です。

2 助成期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 助成対象ワクチン 麻しん風しん混合ワクチンまたは風しんワクチン

4 接種医療機関 芦屋市内の実施医療機関（裏面参照）

5 助成費用

接種にかかる費用のうち、麻しん風しん混合ワクチン2,500円
風しんワクチン1,500円を助成（一人1回限り）
※接種費用は、医療機関により異なります。

6 助成方法

1) 芦屋市内の実施医療機関で接種を受ける場合

① かかりつけ医と相談し、接種の予約をしてください。

② 医療機関で「風しんワクチン接種費用助成申請書・予診票」に必要事項を記入してください。

③ 接種を受け、接種費用から助成費用を差し引いた額を自己負担額として、医療機関で支払います。

2) 市外で接種を受けた場合

① 接種後、保健センターで償還払いの手続きをしてください。

持参するもの：印鑑、医療機関が発行する予防接種に係る領収書（原本）、予防接種済証又は予診票写し、振込口座のわかるもの

② 市が確認後、指定された口座に助成額を支払います。